

## 議案第1号

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が改正されたことを踏まえ、市の機関が保有する個人情報の提供先への通知に関する規定の改正その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち次の表の改正前の欄に掲げる改正規定を同表の改正後の欄に掲げる改正規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(<u>これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。</u>)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)から(9)まで (略)</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の決定等に基づき個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(<u>これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。</u>))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)から(9)まで (略)</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の決定等に基づき個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>又は情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。